四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

第四十三条　［略］

（幼児教育研究センターの所掌事務）

第四十四条　幼児教育研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼児に対する教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するもの並びに幼児に対する教育の教育課程の実施に関する政策に係るものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、幼児に対する教育に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するもの及び幼児に対する教育の教育課程の実施に関するものを除く。）。

第四十五条　［略］

（社会教育実践研究センターの所掌事務）

第四十六条　社会教育実践研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会教育指導者及び社会教育に関する事業（以下「社会教育事業」という。）に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

第四十七条　［略］

（企画課の所掌事務）

第四十八条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　社会教育指導者及び社会教育事業に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンター及び社会教育調査官の所掌に属するものを除く。）。

（社会教育調査官）

第四十九条　社会教育実践研究センターに、社会教育調査官二人を置く。

2　社会教育調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　社会教育指導者及び社会教育事業に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する専門的な援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育における生徒指導及び進路指導に関する援助及び助言を行うこと。

第四十一条　［同上］

（幼児教育研究センターの所掌事務）

第四十二条　幼児教育研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼児に対する教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するもの及び幼児に対する教育の教育課程の実施に関する政策に係るものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、幼児に対する教育に関する援助及び助言を行うこと（幼児に対する教育の教育課程の実施に関するものを除く。）。

第四十三条　［同上］

（社会教育実践研究センターの所掌事務）

第四十四条　社会教育実践研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会教育指導者及び社会教育に関する事業（以下「社会教育事業」という。）に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する援助及び助言を行うこと。

第四十五条　［同上］

（企画課の所掌事務）

第四十六条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　社会教育指導者及び社会教育事業に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する援助及び助言を行うこと（社会教育調査官の所掌に属するものを除く。）。

（社会教育調査官）

第四十七条　社会教育実践研究センターに、社会教育調査官二人を置く。

2　社会教育調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　社会教育指導者及び社会教育事業に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、社会教育指導者及び社会教育事業に関する専門的な援助及び助言を行うこと。